



2026年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社千葉興業銀行
代 表 者 名 取締役頭取 梅田 仁司
(コード：8337 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員
経営企画部長 西村 信宏
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

第二種優先株式、第 2 回第六種優先株式及び第 2 回第七種優先株式についての自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第459条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、本日開催の取締役会において、第二種優先株式、第 2 回第六種優先株式及び第 2 回第七種優先株式につき、会社法第459条第 1 項及び当行定款第16条第 2 項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当行は、本日付「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する最終契約締結について」においてお知らせしたとおり、本日開催した取締役会において、当行及び株式会社千葉銀行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年 4 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）及び共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、本日、両行間で経営統合契約書を締結いたしました。

当行は、2026年 4 月 1 日付の第 1 回第七種優先株式の全部の取得及び消却（詳細は、2026年 2 月 10 日付「第 1 回第七種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。）に加えて、本効力発生日までにその他の優先株式（第二種優先株式、第 2 回第六種優先株式及び第 2 回第七種優先株式）についても自己株式の取得をすることといたしました。本株式移転後、当行と株式会社千葉銀行では、増資その他の方法による共同持株会社を通じた資本支援のあり方について検討する予定であり、当行が業務運営を適切に行っていくために必要と想定している 8 %以上の資本水準を確保できるよう努めてまいります。

2. 取得に係る事項の内容

以下のとおり、第二種優先株式、第 2 回第六種優先株式及び第 2 回第七種優先株式について自己株式の取得を行う予定です。具体的な取得時期等の詳細は決まり次第お知らせします。

(1) 第二種優先株式

① 取得対象株式の種類	第二種優先株式
② 取得する株式の総数	1,500,000株 (上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	4,000円
⑤ 株式の取得価額の総額	6,000,000,000円 (上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第二種優先株主に対して通知又は公告して行う第二種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

(2) 第2回第六種優先株式

① 取得対象株式の種類	第2回第六種優先株式
② 取得する株式の総数	301,000株 (上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	第2回第六種優先株式1株当たりの払込金額相当額20,000円に第2回第六種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。))から取得日(同日を含む。))までの日数に、第2回第六種優先株式1株当たりの優先期末配当金300円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる))を加えた額
⑤ 株式の取得価額の総額	6,095,704,510円 (上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第2回第六種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第六種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

(3) 第2回第七種優先株式

① 取得対象株式の種類	第2回第七種優先株式
② 取得する株式の総数	4,723株 (上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	第2回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額500,000円に第2回第七種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。))から取得日(同日を含む。))までの日数に、第2回第七種優先株式1株当たりの優先期末配当金9,000円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる))を加えた額
⑤ 株式の取得価額の総額	2,397,136,027円 (上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第2回第七種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第七種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

以上

(ご参考) 2026年3月25日時点の自己株式の保有状況

(1) 第二種優先株式

発行済第二種優先株式総数 (自己株式を除く)	1,500,000株
自己株式数	0株

(2) 第2回第六種優先株式

発行済第2回第六種優先株式総数 (自己株式を除く)	301,000株
自己株式数	0株

(3) 第2回第七種優先株式

発行済第2回第七種優先株式総数 (自己株式を除く)	4,723株
自己株式数	10株

【米国証券法について】

両行は、本株式移転が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書をSECに提出することを予定しています。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書 (prospectus) 及びその他の文書が含まれることとなります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本株式移転を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、両行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出されるForm F-4 及び目論見書には、両行に関する情報、本株式移転及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本株式移転について議決権を行使される前に、本株式移転に関連してSECに提出予定のForm F4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本株式移転に関連してSECに提出される全ての書類は、提出後にSECのホームページ (www.sec.gov) にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料で提供いたします。送付のお申し込みは、前頁記載の連絡先にて承ります。

将来見通しに関する注意事項

本書類には、上記の両行の間の株式移転及びその結果に係る将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」若しくはこれらと同様の表現、又は戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両行の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。

両行は、本書類の日付後において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆さまにおかれましては、今後の日本国内における公表及びSECへの届出において両行 (又は株式移転後のグループ) の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 本経営統合に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本経営統合に必要とされる許認可が得られないこと、又はその他本経営統合の完了の条件が充足されないこと
- 両行に適用される法制度、会計基準又は経営環境の変化が及ぼす影響
- 両行の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本経営統合の遂行に関するその他のリスク